最終更新日：2016年5月30日
株式会社PLANT
代表取締役　三ッ田　勝規
問合せ先：専務取締役社長室長兼管理本部長　松田　恭和
証券コード：7646
http://www.plant-co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化する経営環境へ柔軟に対応し、企業経営にとって正確かつ豊富な情報収集と迅速な意思決定が極めて重要な課題であると認識しております。また、透明性の高い効率的で健全な経営を行うことが投資家、取引先及び従業員に対する重要な責務であると考えており、タイムリーな情報開示とコンプライアンスの徹底に全力をあげて取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1－2－4】
当社は、今後インターネットによる議決権行使導入の可否について検討を進めてまいります。一方、当社は、外国人による株式保有比率が低いため、現在のところ、株主総会招集通知の英訳の予定はございませんが、今後当該比率が高まれば検討してまいります。

【補充原則 3－1－2】
当社は、外国人保有比率が低いため、現在のところ、英文での情報開示の予定はございません。

【原則4-2 取締役会の役割・責務（2）】
企業価値向上や永続的発展に資する提案を積極的に受け付け、取締役会や経営会議などで承認された提案の内容の実行を代表取締役と担当取締役が責任をもって実行しております。その実行結果における報酬については、現在のところ、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させるまでには至っておりません。今後、中長期的な報酬や株主価値を高める報酬を考慮した企業家精神の発揮できるインセンティブ付けを検討してまいります。

【補充原則 4－2－1】
当社は、取締役の報酬については、株主総会において決議されている報酬限度額内で、当社の業績を勘案し取締役会において決定しております。今後、現金報酬と株式報酬との割合については、中長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく検討してまいります。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は独立社外取締役を1名選任しております。金融及びサービス業界等幅広い分野での勤務並びに企業経営者としての実績により、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般にわたる有益な助言を得ることができ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たす資質を十分に備えております。
また、次回第35期定時株主総会時には更に1名の社外取締役の増員を行う予定です。

【補充原則 4－8－1】
当社独立社外取締役は、社外監査役とともに、当社取締役会に係る重要事項等に関して、適宜、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を図る場を設ける予定であります。

【補充原則 4－10－1】
当社は、監査役会設置会社で、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役及び独立社外監査役を含む社外役員が、取締役会において当社の重要事項を決定する際に、適切な関与・助言を行っております。

【補充原則 4－11－3】
当社は現在取締役会全体の実効性の分析・評価は行っておりません。今後はどのような形で取締役会全体の実効性を担保する仕組みが適当であるのか、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社における政策保有株式は、取引先との長期的、安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものであります。保有の継続については、配当や経済合理性を勘案し、毎年取締役会において検討いたします。当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使にあたっては、投資先企業の状況や取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との競合取引または利益相反取引など関連当事者間の取引に関しましては、取締役会での審議・決議を要することとしております。そして当該取引が承認された場合において、取引条件及び取引条件等の決定方針等については、会計基準等に従い、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。また、毎期末に当社役員に対し関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施しており、関連当事者間の取引を管理する体制を構築しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
1. 経営理念等を当社ホームページにて開示しております。また、成長に向けての経営戦略、経営計画については、現在策定しており、今後、中期経営計画として公表する予定であります。
2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、以下の通りです。
「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」 当社は、コーポレートガバナンスの充実は、企業価値を継続的に高めるため、並びに株主や

投資家をはじめとするステークホルダーの信頼を得るために必要不可欠であると考えております。そのために、次の3項目について 強化に努めます。
(1)市場の急速な変化に対応できるよう意思決定の迅速化を推進し、業務執行の妥当性、効率性、透明性の向上を目指して経営機能を強化します。
(2)コンプライアンス(企業倫理、法令遵守)を徹底し、お客様、株主、従業員、取引先、債権者、地域社会すべてのステークホルダーに対する社会的責任を十分果たせるように、内部統制上のシステムの整備に向けて経営のモニタリング機能を強化します。
(3)適切で公正なディスクロージャーとIR活動をとおして、市場からの信頼を得ることに努めます。開示情報の重要性の認識の下、適時開示の体制の整備に努力を注ぎます。また、決算説明会においては、経営トップ自ら出席し、市場との双方向の対話をとおして経営に活かすことを図っております。個人向けにおいても、ホームページへのIR情報の掲載などの充実により、当社と株主、投資家とのコミュニケーションの充実に努めます。
3. 当社の取締役に対する報酬は、取締役会決議にて代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は、世間水準、担当業務、当社の経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定しております。
4.
(a)当社取締役役候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。
(取締役候補の指名基準)
・心身ともに健康でバイタリティがあること。
・高い人望、人脈、品格、倫理観を有していること。
・高い経営的知識と客観的判断能力を有すると共に、先見性、洞察力に優れていること。
・取締役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。
・社内取締役においては、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有すると共に、業務全般を把握し活動ができるバランス感覚 と決断力を有すること。
・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること
・その他、上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること
(b) 監査役候補の指名方針と手続き
当社の監査役会は、監査役の機能強化を図るため上限を5名とし、会社法第335条第3項の定めに基づきその半数以上を社外監査役で構成することとしております。さらに、内部監査室と会計監査人と連携し、三様監査が各々有効となるよう努め、当社の業務全般に対する監査の充実を図っております。監査役候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。
(監査役候補の指名基準)
・心身ともに健康でバイタリティーがあること
・高い人望、人脈、品格、倫理観を有していること
・常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できること
・監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めることができること
・経営的知識と客観的判断能力を有すること
・経営全般の見地から経営課題を認識することができること
・監査役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
・常勤監査役に関しては監査役会の役割・責務を十分に果たす上で必要な情報収集能力を有していること
・財務及び会計に関する相当程度の知見、又は、得意とする専門分野における能力・知識・経験を有していること
・社外監査役においては、出身の各分野のおける豊富な経験と高い見識を有していること、当社監査役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること
・その他、上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から、監査役に求められる資質を有していること
5. 取締役会及び監査役は、上記4. を踏まえて、経営陣幹部及び取締役・監査役候補者の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議 しています。また、個々の選任・指名の理由については都度開示することとしております。

【補充原則4－1－1】
当社は、当社取締役会規程及び職務権限規程において、取締役会で決議する事項と経営陣に委任する事項を明確にしております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社社外取締役を選任する場合の独立性判断基準に関しては、東京証券取引所の独立性基準に準じております。

【補充原則4－11－1】
当社取締役会は、社内取締役においては、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と実績、決断力を有し、多様な専門性をもったメンバーで構成されることが必要であると考えております。
また、社外取締役においては、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性をもった独立性のある多種多様な業界の経営者または、経営経験者で構成されることが望ましいと考えております。これにより、社外取締役による高度なモニタリングが期待でき、健全に牽制機能が働く経営体制が構築できるものと考えております。

【補充原則4－11－2】
当社の社外取締役の兼任状況に関しては、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載し開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4－14－2】
当社では、取締役及び監査役は、就任後に外部セミナーに参加し、その役割と法的責務をはじめ役員としての必須知識の習得を図っております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには必要不可欠であると認識しております。当社のIRに関する活動状況につきましては、本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況の2.IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ワイ・ティ・エー	2,024,200	25.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	567,100	7.11
PLANT従業員持株会	338,600	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	318,500	3.99
三ッ田　勝規	200,000	2.51
三ッ田　美代子	200,000	2.51
三ッ田　佳史	200,000	2.51
三ッ田　泰二	200,000	2.51
浅野　守太郎	180,000	2.26
河合　寛政	173,000	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明更新

【大株主の状況】は、平成28年3月20日現在で記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市橋　信孝	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市橋　信孝	○	―――	金融及びサービス業界等幅広い分野での勤務並びに企業経営者としての実績により、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般にわたる有益なご助言をいただけるものとして選任いたしました。 また当社との取引上利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから、本人の同意を得て独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査結果の講評時には、原則、全監査役が臨席するほか、必要に応じて適宜、双方の意見交換、業務監査の方針等の確認を行っております。また、当社では内部牽制機能として、社長直轄の内部監査室を敷き、責任者を配置しています。内部監査担当者と監査役は適宜情報交換を行い、経営の合理化及び能率の推進を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西川　承	他の会社の出身者													
白崎　利宗	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川　承	○	―――	公認会計士の立場から適切な意見を拝する為、また当社との取引上利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、本人の同意を得た上で独立役員に指定しております。
白崎　利宗	○	―――	税理士の立場から適切な意見を拝する為、また当社との取引上利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、本人の同意を得た上で独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、特に必要性がないため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役と監査役を分け、株主で承認を受けた支給年額上限、支給人員及び支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円、監査役の報酬限度額を年額30百万円と決議いただいております。また、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し、取締役報酬等は取締役会で、監査役報酬等は監査役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の補佐については、社長室長が、社外監査役の補佐については、社内監査役のほかに社長室長がこれにあたっております。社長室長は、取締役会の開催に際し、必要に応じて、社外取締役ならびに社外監査役に対し、事前説明あるいは事前に配布資料を送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

前事業年度（平成27年9月期）において、取締役会は15回開催され、法令で定められた事項や経営上の重要事項を決定いたしました。また監査役会は15回開催されました。
当社は、弁護士1名と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。また会計監査人からは会計監査を通じ公正な経営を実現するため、適正な会計処理や内部統制についての助言を受けております。尚、当社の顧問弁護士、会計監査人は下記のとおりです。
顧問弁護士　小島法律事務所　小島峰雄
会計監査人　有限責任監査法人 トーマツ
　　指定有限責任社員　業務執行社員　大中　康行
　　指定有限責任社員　業務執行社員　高村　藤貴

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、従来より社外取締役を選任すべく、当社に相応しい適任者の人選を慎重に検討してまいりました。平成27年12月18日開催の株主総会にて社外取締役1名を選任いたしました。今後は、コーポレートガバナンスの強化の観点から、経営全般に関して外部の視点から的確な助言をいただける適任者をもう1名選出する方針であります。
また社外監査役2名を含む監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて発言を行っており、監査役による中立的かつ客観的な取締役の業務執行に対する監督・監視を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が3月ではないため、集中日には重なりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年９月21日より平成27年９月20日までに計３回の個人投資家向け説明会を開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年９月21日より平成27年９月20日までに計２回のアナリスト・機関投資家向け説明会を開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRに関するURLは以下のとおりです。 http://www.plant-co.jp 当社ホームページにおいては、適時開示情報リリース資料、決算短信、月次売上高・客数・客単価等の前年比増減率表を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署は、総務部で、担当責任者は専務取締役社長室長兼管理本部長松田恭和であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成17年３月14日に代表取締役社長を委員長とするCSR推進委員会を立ち上げ、高齢者サロンの設置を中心とする地域社会への貢献、並びに全店舗あげてのクリーン作戦を中心とする地域環境の保全維持に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及び「定款」に適合することを確保するための体制
当社は、企業の「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令や社会規範の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
代表取締役は、総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。
取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に、総務部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理保存する。
監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制
代表取締役は社長室長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」・「販売管理規程」・「安全衛生委員会に関する規則」等に加え、必要な「リスク管理規程」・「食品衛生管理規程」を制定している。
特に、「リスク管理規程」の中で設置した「中央リスク管理委員会」（委員長は社長室長が兼務する）では、当社として可能性のある、経済状況、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、災害、環境及び情報管理等のリスクを、リスク毎に対応部門を定め、各部門においてはリスク管理責任者の指示の下、リスク管理のために必要かつ適正な体制（「マニュアル」や「ガイドライン」等）を整備している。万が一、上記各リスクが発生した場合には、「中央リスク管理委員会」の委員長の指揮監督の下、それぞれの対応部門のリスク管理責任者は直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を取ることとした。
監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
代表取締役は、総務部担当取締役を、取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行なわれるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と、その改善を図っていく。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部監査室は、監査役から監査役監査基準に基づく監査役職務の補助要請を受けた際、監査役との協議により、要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。この場合、当該内部監査室員は、監査役の指揮命令に基づき内部監査を実施するものとし、取締役の指示命令系統から外れる。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
取締役及び使用人は、次の事項を「法令」及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき、監査役に報告するものとする。
（1）当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
（2）不正行為や重要な法令並びに定款に対する違反行為を認知した事項
（3）取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
（4）重要な各部門の月次報告、重要な会計方針・会計基準及びその変更事項
（5）内部監査の実施状況、その他必要な各部門の重要事項
監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び顧問弁護士・会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。
7. 前記6. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに維持・改善を図る。
10. 当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。
その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニュアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。
その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニュアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

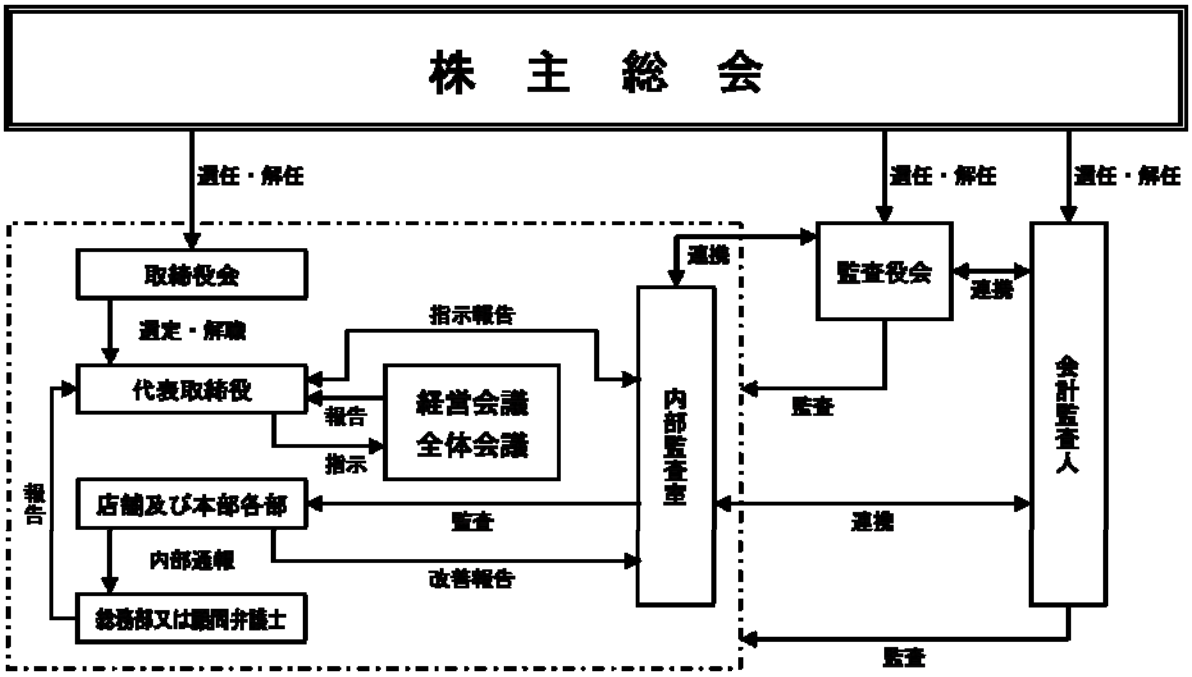
該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策に関しては特に行っておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社はコーポレートガバナンスの充実に向けて、業務執行における意思決定の迅速化ならびに権限と責任の明確化を図っております。また、積極的なIR活動を通じて健全で透明性の高い経営を目指しております。

（関係図）


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
選定・解職
代表取締役
報告
指示
経営会議
全体会議
指示報告
報告
店舗及び本部各部
内部通報
総務部又は顧問弁護士
監査
改善報告
連携
内部監査室
連携
監査役会
監査
連携
会計監査人
監査